

そこが知りたい！

## 国際税務ニュースレター

### 今回のテーマ： グローバル・ミニマム課税に対応するための BOI の救済措置

令和5年度税制改正により、令和6年4月1日以後開始対象会計年度から、国際最低税額に対する法人税（OECDのBEPS 2.0グローバル・ミニマム課税の一つである所得合算ルール（Income Inclusion Rule：以下「IIR」））が適用されます。この制度は、連結売上高が7億5千万ユーロ（約1100億円）超の多国籍企業グループ等を対象とし、外国子会社所在地国の実効税率が15%未満の場合に、15%に至るまで最終親会社所在国等で上乗せ課税する仕組みです。

タイでは、タイ投資委員会（Board of Investment：以下「BOI」）による投資優遇制度がありますが、この制度の恩典を受けると、実効税率が15%未満となるため、最終親会社所在地国等において15%まで上乗せ課税されてしまうとの問題が指摘されておりました。BOIは2023年5月16日に、グローバル・ミニマム課税の影響を緩和することを目的とした、タイにおける実効税率を引き上げるための新たな救済措置を公表したため、ご紹介します。

#### BOI 投資奨励制度の概要

産業の重要性や業種および条件により付与される恩典は異なりますが、税制上の恩典として、最長13年間法人税の免除、加えて、最長5年間法人税の50%減税、機械輸入税の免除、輸出向け製品に係る原材料の輸入税免除、研究開発に使用する物品の輸入税免除等が付与されます。

#### 救済措置の概要

##### 1. 既存の BOI 奨励企業に対する救済措置

法人税免税の適用を受けている場合、残りの免除対象期間について、免税から50%減税（法人税率10%）への変更ができることになりました。その場合、残りの免税対象期間は、10年を限度として2倍に延長され、その間、法人税率10%が適用されます。

##### 2. 新規の BOI 申請者に対する救済措置

2023年3月20日以降に新規で申請する企業は、免税または減税のいずれかを選択できます。初めに免税を選択した場合でも、途中で50%減税へ変更することが可能です。免税の場合の対象期間は通常定めのある期間ですが、減税を選択した場合には10年を限度として、免税対象期間の2倍に延長されます。1.2.いずれにおいても、申請対象企業は、連結売上高が約7億5千万ユーロ（280億バーツ）以上の多国籍企業グループの一員であり、国別報告事項の範囲に含まれることが要件となります。

#### 実効税率の算定方法

IIRルール下における国別実効税率は、構成会社等の所在する国ごとに、以下の算式で計算します。

$$\text{実効税率} = \frac{\text{その国を所在地国とする全ての構成会社等の調整後対象租税額の合計額}}{\text{国別グループ純所得の金額}}$$

調整後対象租税額とは、構成会社等の当期純損益金額（連結財務諸表の基礎となる当期純損益金額）に係る法人税等であり、繰延税金調整等を含みます。0を下回る場合には0とし、その下回る額は翌対象会計年度以降に繰り越して控除することとされています。国別グループ純所得の金額とは、当該所在地国を所在地国とするすべての構成会社等の当該会計年度に係る個別計算所得金額の合計額から個別計算損失金額の合計額を控除した金額となります。

<sup>1</sup> 厳密には、最終親会社の直近4年の連結会計年度のうち2以上の年度の連結総収入金額が7億5千万ユーロ以上の多国籍企業

### お見逃しなく！

当期国別最低税額は、(① 国別グループ純所得の金額 - ② 実質ベースの所得除外額) × (15% - ③ 国別実効税率) で計算されるため、BOI 適用企業の税率が 10% だったとしても、IIR の適用は理論的には排除されません。一方、タイで製造を行っている企業であれば、② 実質ベースの所得除外額として給与等の費用の額および有形固定資産等の額のそれぞれの一定割合を控除できるため、IIR の効果は緩和されるものと思われます。

BEPS2.0 の施行に対応するために、他の諸外国においても、企業誘致目的の優遇税制が見直される可能性があるため、世界各国の税制の動向に注視する必要があります。